

避難所の最近の動向

(取組指針・スフィア基準・避難所確保) などについて

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（生活環境担当）付企画官
原 誠史

避難所の生活環境の確保について



■避難所は市町村が設置 全国の避難所数は10.8万か所（令和7年10月時点）

■避難所の生活環境について、内閣府において指針・事例集を作成し、市町村に周知

→ 健康やプライバシー等に配慮した避難者スペース（パーティション）、トイレ、寝床の確保

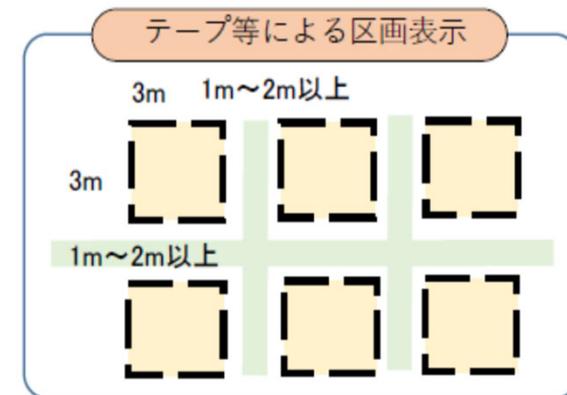
■「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」に転換

→ 安全な親戚、知人宅への避難や、在宅避難・車中泊避難の実施、
ホテル・旅館の活用、災害ケースマネジメントを推進

■平時から、高齢者・障害者等の避難行動要支援者のうち、

特に支援を要する者の個別避難計画を作成（市町村の努力義務）

【市町村の作成状況】策定率 ～20%：920団体(52.8%)、80～100%：253団体(14.5%)
未策定：50団体(2.9%)等 令和7年4月1日現在



「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）（令和2年6月）」より抜粋



パーティションテントの活用
(令和6年台風第10号、中津市)



パーティションテントの活用
(令和6年9月20日からの大雨、珠洲市)



段ボールベッドの活用
(令和6年9月20日からの大雨、輪島市)

1. 能登半島地震における避難所の状況

避難所の環境整備（トイレ）

- 今回の能登半島地震においては、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレをプッシュ型で支援するとともに、被災者が安心して利用できるトイレ環境として、トイレカーやトイレトレーラーが被災地で有効に活用された。
- トイレトレーラーについては、平時から整備を進めている全国の自治体から派遣されたほか、トイレカーについては、高速道路会社からも派遣された。
- なお、自治体が行う、指定避難所における生活環境改善のためのトイレトレーラー等の整備については、緊急防災・減災事業債の対象とされており、今回の有効性を検証し、平時からの整備をさらに促していくことが必要。



ラップ式簡易トイレ



要配慮者向けのトイレ（能登町）



トイレトレーラー（七尾市）



水循環型手洗いスタンド（志賀町）



避難所に設置された仮設トイレ（志賀町）



トイレカー（志賀町）

避難所の環境整備（食事）



- 食事については、スープ、レトルトの親子丼、カレー、魚の煮物といった温めて食べられるものなど、避難生活の長期化に応じた様々な物資をプッシュ型で支援。
- また、自衛隊やNPOなどによる炊き出しやキッチンカーの活用による食事の提供が行われてきたほか、セントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を効率的に行うといった新たな取組が行われた。



野菜ジュースや缶詰などの支援物資



業者による炊き出し（七尾市）



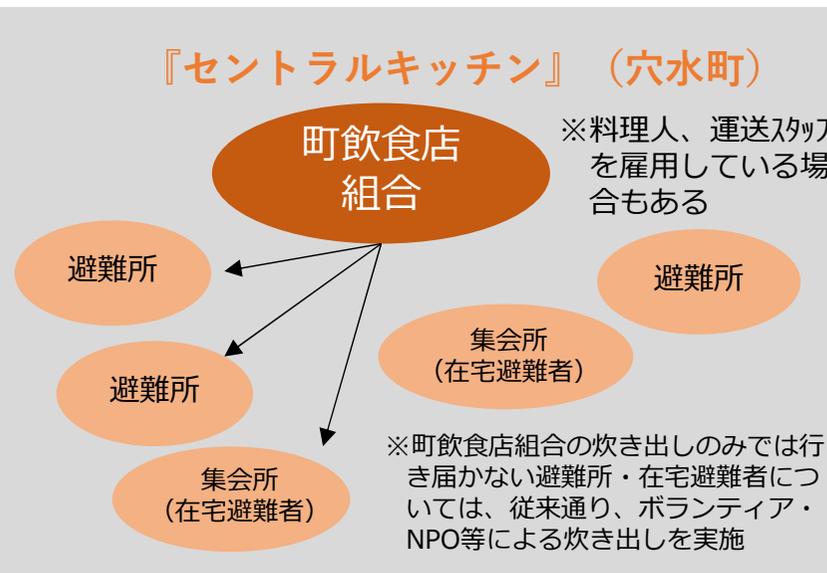
キッチンカー（石川県）



提供される弁当の例（能登町）



セントラルキッチンでの炊き出しの様子



避難所の環境整備（ベッド・パーティション等）



- 発災直後から合計で約7,000個の段ボールベッド、約3,200個のパーティションをプッシュ型で支援。（金沢市の物資拠点への搬送数）
- 他方で、発災当初は避難所が過密であり段ボールベッドやパーティション等を設置するスペースがない、被災者が利用を断るといった状況がみられた。
- また、様々な規格の段ボールベッドがあり、中には、寝返りをうつと落ちてしまうようなサイズのものや耐久性が不十分なものもあったとされる。また、コミュニティの結びつきが強く、パーティションがないほうが望ましいといった意見もあった。
- ストーブ、ジェットヒーター、カイロなどの暖房器具をプッシュ型で支援。また、感染症対策としてマスクや消毒液、ラップ式簡易トイレなどをプッシュ型で支援したほか、感染症患者のための隔離スペースの設置等が行われた。



避難所入口でのマスク着用の呼びかけ



空気清浄機



避難所内生活スペース



感染者の隔離スペース



避難所の環境整備（入浴・洗濯）

- 能登半島地震では水道が大きく被害を受け、生活用水の確保が困難となり、入浴機会や洗濯機会の確保に課題があった。
- このため、自衛隊による入浴支援、循環型のシャワーや可搬型浄水器の設置のほか、洗濯キットや下着のプッシュ型支援、ランドリーカーの派遣等が行われた。
- また、温浴施設の協力による入浴支援やクリーニング事業者が被災地の避難所を巡回して洗濯代行サービスを提供するといった支援も行われた。



避難所外自衛隊風呂（能登町）



ランドリーカー（輪島市）



避難所に設置された洗濯機（穴水町）



循環型シャワーシステム



避難所に設置されたシャワー（珠洲市）



洗濯キットの提供（志賀町）

岩手県大船渡市における林野火災での対応状況（令和7年2月）

パーティションの設置状況



大船渡市立猪川小学校



大船渡市民文化会館リアスホール



岩手県立福祉の里センター

食事の提供の状況



大船渡市民文化会館リアスホール



大船渡市立越喜来小学校

2. 避難所に関する国としての対応

- 「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄
 - ・マンホールトイレの整備
 - ・トイレカー・トイレトレーラーの確保
 - ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達
 - ・スフィア基準「20人に1基」等
- 等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・キッチンカー等の活用
 - ・飲食業協同組合による調理人の派遣
 - ・セントラルキッチン方式の活用
 - ・農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安
- 等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄
 - ・避難所の開設時に設置
 - ・事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導
 - ・避難所の土足厳禁
 - ・スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」
- 等を追記



段ボールベッド（輪島市）



パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・入浴機会や洗濯機会の確保
 - ・シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
 - ・スフィア基準「50人に1つ」
- 等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

災害対応車両登録制度（D-TRACE）の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記（Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine）の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- **災害対応車両**（以下「車両」という。）とは、発災時に、**避難所、仮設住宅**若しくは**トイレ**の用途に供され、又は、**食事、洗濯**若しくは**入浴サービス**を提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**（発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。）のいずれか。
- 内閣総理大臣は、**車両の所有者**又は**調整法人の申請**に基づき、各申請者が**発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化し、自治体等へ共有**（下図①②）。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム（D-TRACE）**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**（下図③④）。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**（下図⑤）。
- 上記制度の骨格は、**告示（災害対応車両等登録規程）**で規定。**令和7年6月1日**より施行（同月中に運用開始）。

災害対応車両の例

※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される**自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）**の車両をいう



キッチンカー



トレーラーハウス



ムービングハウス



トイレトレーラー



キャンピングカー

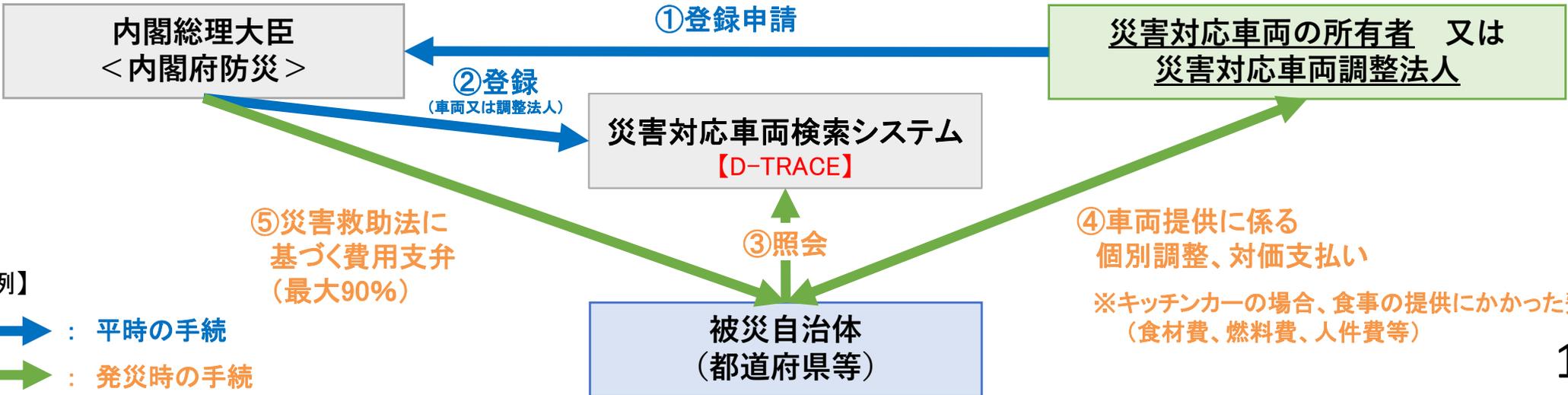


ランドリーカー



シャワートレーラー

登録制度イメージ



【凡例】

- ➡ (Blue arrow) : 平時の手続
- ➡ (Green arrow) : 発災時の手続

※キッチンカーの場合、食事の提供にかかった費用（食材費、燃料費、人件費等）

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

3. 避難所確保に関してお願いしている事



関係通知①

令和7年11月5日付事務連絡「災害時の避難所としての公立学校の活用について」

事務連絡
令和7年11月5日

各都道府県防災担当主管課
各都道府県教育委員会施設主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

災害時の避難所としての公立学校の活用について

避難所の指定等については、各都道府県防災担当部局等に対し、「『指定避難所等の指定状況等の調査』の結果と今後の対応について（通知）」（令和7年1月23日府政防第408号）により、「避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」等に基づき、避難所における良好な生活環境を確保すること、その際、当該指針においてスフィア基準（1人当たり最低3.5㎡）に沿った十分な避難者の生活スペースの確保等が求められており、想定される避難者数を勘案した上で、指定避難所や協定・届出避難所の一層の指定に取り組んでいただきたいこと等についてお願いしてきたところです。

また、文部科学省が実施した「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」（令和6年11月1日時点）では、全国の公立学校のうち91.7%（小中学校94.9%、高等学校79.6%、特別支援学校52.5%）が避難所に指定され、地域の避難所として重要な役割を果たしており、避難所となる学校施設の防災機能の強化について、各都道府県教育委員会等に対し、「避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について」（令和7年6月25日付7文科施第235号）等により、その推進をお願いしてきたところです。

については、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活に関して、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、防災担当部局と教育委員会等の緊密な協力体制のもと、想定される災害に対する安全性も勘案した上で避難所指定されていない公立学校を活用すること等、指定避難所等の必要数が確保できるよう、必要な検討をお願いします。

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会におかれましては、上記の趣旨を踏まえ、市区町村防災担当部局から公立学校を指定避難所として指定すること等について相談があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。

本件について、各都道府県防災担当部局におかれましては、城内の市区町村防災担当部局に対し、各都道府県教育委員会におかれましては、城内の市区町村教育委員会に対して、周知いただくよう併せてお願いします。

<本件連絡先>

○指定避難所・指定福祉避難所の指定に関すること
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）付
TEL: 03-3501-5693（直通）

○学校施設の防災機能強化に関すること
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付防災推進係
TEL: 03-5253-4111（内線：2235、4038）

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に対応するため、指定避難所等の必要数が確保できるよう、避難所としての公立学校の一層の活用をお願いしています！



関係通知②

令和7年6月9日付事務連絡「災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について」

事務連絡
令和7年6月9日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保のため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を求めているところです。

また、上記取組指針において、指定避難所の指定にあたってはバリアフリー化された学校や公民館等の公共施設とすることが望ましいことや、公共施設のみでは指定避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル等を活用できるよう事前に協定を締結することを求めています。

このほか、自治体によっては、公立学校や公民館等のほか、私立大学等の施設（体育館等）を指定避難所として指定することにより、指定避難所の量的な確保を図っている自治体もあるところです。

については、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、各自治体において避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学の設置者と相談していただくことをお願いいたします。また、相談に当たっての留意事項を下記に記載しますので、各都道府県防災担当主管部局においては、指定避難所の量的な確保を図るため、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、文部科学省より各大学の設置者に対し本事務連絡の内容を周知する予定です。

記

・避難所の設置・運営等は、災害対策基本法において、原則として各市町村が主体となって行うこととされていること。また、災害救助法に基づいた避難所の設置・運営等に必要な経費については国による支援の対象となっていること。

指定避難所等の必要数を確保するため、大学施設（体育館等）についても指定避難所として指定するよう検討をお願いしています！



関係通知③

令和6年11月28日付事務連絡「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進について（依頼）」

別添1

事務連絡
令和6年11月27日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会施設担当主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
御中

文部科学省
大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について（依頼）

この度、内閣府より特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進について、別添1のとおり依頼がありました。

このことについては、すでに「『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』の改正に伴う周知について」（令和3年5月20日付事務連絡）により依頼していたところですが、改めて、同ガイドラインの周知とともに、特別支援学校を在校生等が避難するための福祉避難所として確保している事例（別添1別紙3参照）も参考にしつつ、市区町村防災部局から特別支援学校を在校生等のための福祉避難所として避難先に指定したいとの依頼があった場合には御協力願います。

また、特別支援学校を福祉避難所として使用するに当たっては、非常用発電機の確保など、施設・設備の整備・充実を図ることも必要であることから、緊急防災・減災事業債等のほか、別添2の事業が活用できることを参考にお知らせします。

については、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の特別支援学校及び城内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の特別支援学校に対し、国立大学法人担当課におかれては、附属の特別支援学校に対して周知くださるようお願いいたします。

（別添1）

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進について
（令和6年11月12日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）事務連絡）

（別添2）

特別支援学校の防災機能強化に活用できる文部科学省の事業一覧

障害のある子供たちが災害発生時に安全で安心な避難生活が過ごせるよう、特別支援学校を福祉避難所として指定を図ることをお願いしています！



関係通知④

災害時の食事提供のための学校給食施設等の活用について

○避難所における食事の質の確保に当たっては、学校給食の施設等の活用も有効な手段の一つとなるため、その活用を含めた災害時の体制づくりを進めていただくよう通知。

【避難所における適切な食事の確保のための学校給食施設等の活用について（令和5年6月22日）】

○災害時の食事提供においては、適温食の提供等の観点から、学校給食施設等の活用も有効な手段の一つであるため、活用にあたっての留意事項を踏まえた対応をしていただくよう通知。

【避難所における適切な食事の提供のための学校給食の施設等の活用の留意事項（令和7年1月16日）】

○上記の通知に基づき、全国の避難所における学校給食施設等の活用状況に関する調査を実施し、調査結果をお知らせ。

【避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用推進のお願いについて（令和7年3月27日）】

○避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用に関する検討状況

- (1) 避難所となる学校の給食施設 28,667
避難所となる学校数（食事の提供が可能となる設備が備わっている学校数：25,549）
1. うち、活用に合意している学校数：6,813数（26.7%）
 2. うち、活用に合意に向けて打ち合わせ中の学校数：1,938（7.6%）
 3. うち、本通知を周知済みの学校数（1.及び2.を除く）：6,122（24.0%）
- (2) 学校から独立した給食施設（共同調理場等）2,026
1. うち、活用に合意している給食施設数：890
うち、避難者が調理を行うことを予定している給食施設数：103（11.6%）
 2. うち、活用に合意に向けて打ち合わせ中の給食施設数：132（6.5%）
 3. うち、本通知を周知済みの給食施設数（1.及び2.を除く）：537（26.5%）

避難所における食事の質の確保にあたっては学校給食施設等の活用が有効な手段の一つになるため、平時よりその活用を含めた体制づくりをお願いしています！

4. 防災庁設置に向けて

防災立国の推進に向けた基本方針

- 世界有数の災害大国である我が国において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震や富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減**させ、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」を設置**。

防災庁の機能、果たすべき役割

○ 防災庁の機能

- 内閣直下に設置
- 総理を組織の長とし、総理を助ける**防災大臣を配置**
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等
- 災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 内閣府防災担当を発展的に改組
※個別行政分野における防災対策等は引き続き各府省庁で実施

○ 防災庁の果たすべき役割 ～ 平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- **これまでの災害に対する**中長期的視点を踏まえた**定期的かつ十分な検証**
- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく**災害リスク評価、計画企画・立案の推進**
- 各主体による事前防災対策の**抜けや漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート**や**平時からの実施勧告**等による**事前防災の推進**

〔・建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等〕

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 政府災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- **被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウをいかした**継続的・包括的な被災地伴走支援体制**の構築

防災立国の推進に向けた基本方針

- 内閣総理大臣を助け防災庁の事務を統括する**防災大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官の下に、内部部局として4部門**を置き、各部門に属する統括官及び参事官を配置。
- 当面、「**日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**」及び「**南海トラフ地震**」に対し、地域における事前防災の推進、大規模災害時の政府の災害対応の業務継続性などの観点から**防災庁の地方機関設置に向けた具体的検討を実施**。
- 機動的かつ柔軟な組織体制を目指し、**防災庁の職員採用を始め、官民の様々な関係機関からの人員により、体制を構築**。

防災庁の組織体制の在り方

防災庁の内部組織

内閣総理大臣

防災大臣

副大臣、大臣政務官

事務次官

統括官

参事官

I 総合政策部門

予算・会計、人事、広報等の官房機能や庁全体の政策の調整、防災技術の研究開発・実装等に関する事務

II 災害事態対処部門

大規模災害への対処や訓練・人材育成等に関する事務

III 防災計画部門

大規模災害に対する災害リスク評価や計画の企画・立案及び対策の推進、復旧・復興に関する基本的な政策に関する事務

IV 地域防災部門

デジタル防災技術を活用し、産官学民の総力を結集した災害対応及び被災者支援体制の構築、普及啓発・防災教育などに関する事務

※統括官及び参事官の担務については、災害の発生状況や防災施策の動向を踏まえ、柔軟に調整。

地方機関

当面、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」及び「南海トラフ地震」に対し、以下の取組を推進する観点から地方機関の設置に向けた具体的検討を実施。

- 災害リスク評価や対策の検討・実行支援、地域レベルでの産官学民の連携体制構築など、事前防災推進によって地域防災力向上に関する支援体制の強化
- 大規模災害発生時における政府の災害対応の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築 等

※防災庁本庁の設置を先行し、地方機関が担うべき機能・適地についても並行して検討。

人材確保・育成

機動的かつ柔軟な対応が可能な組織体制を目指し、**官民の様々な関係機関から幅広く人員を募り、必要な体制を構築**する。

- 各府省庁との人材交流、防災庁職員の採用・育成
- 中途採用を含む外部人材の業務参画・登用
- 「防災大学校（仮称）」の設置検討など教育・訓練機能の充実
- 働き方に配慮した執務環境や生活環境確保など処遇改善の検討

設置時期

R8通常国会において関連法案を提出・成立の後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行った上で、**令和8年中の設置**を目指す。

防災立国の推進に向けた基本方針

防災庁の担う具体的な事務

大規模災害に対する事前防災の推進

- 各主体の連携による地域レベルでの具体的なシミュレーションに基づく災害リスク評価、計画企画・立案の推進
- 事前防災対策の進捗状況や抜けや漏れの把握
- 協定締結の促進など、民間企業の地域防災への参画を促す取組の推進

円滑かつ迅速な災害緊急事態対処

- 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築
- デジタル技術活用による迅速な被害状況把握
- 首長の意思決定支援、対応手順の標準化
- 災害時の船舶を活用した医療提供体制整備

早期の復旧・より良い復興の実現

- 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援
- 事前復興の概念を踏まえた復興に関する対応方針検討

被災者に寄り添った支援体制の構築

- 備蓄強化などスフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善
- 女性・高齢者・子ども・障害者・外国人等の多様な視点等を取り入れた支援の充実
- 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 災害救助法適用等に係る事務、被災者生活再建支援制度の運用
- 新物資システム（B-PLo）の活用等を通じた物資支援体制の構築の推進
- 国民保護における救援に係る制度運用、訓練の実施
- 感染症危機や原子力災害との複合に備えたノウハウの共有、訓練等の実施

デジタル防災技術の徹底活用

- 災害対応の高度化・効率化に向けたデジタル防災技術の活用基盤・環境整備
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核とした「防災デジタルプラットフォーム」の強化・利活用
- 災害対応に精通したデジタル人材の育成・派遣

国民の行動変容を促す普及啓発・防災教育

- 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 幼児期からの実践的な防災教育
- 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 災害の記録・課題・教訓の継承等

戦略的な防災情報発信

- 防災行動変容を促す情報発信のための基盤技術の構築
- 地域レベルでの報道機関を含むメディアとの連携による適時・的確かつ戦略的な防災情報発信

産官学民連携体制の構築

- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- 都道府県等とのカウンターパートとなる職員を通じた地方自治体との連携体制の強化
- 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大
- 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の連携体制構築

体系的な人材育成システムの充実・強化

- 関係機関と連携した実践的な訓練等の推進
- 防災に関する幅広い経験や専門知識、関係者間のコーディネート力を有する行政職員や民間人材など体系的な育成

防災技術の研究開発・実装、防災産業の発展

- 防災に関する新技術ニーズ・シーズの把握・統合
- 被害想定的高度化やAIの活用、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進
- 防災技術・ノウハウを活用した防災産業の発展

国際防災協力の推進

- 災害の経験・課題・教訓や知見・ノウハウの国際展開など、国際防災の議論と枠組みづくりの主導
- 防災関連企業・防災技術の海外展開による国際社会との連携強化

防災庁（仮称）設置に向けた予算確保の方向性

- 令和8年中の防災庁（仮称）設置に向け、事前防災の徹底や災害対応力の強化等を図るとともに、防災庁（仮称）の設置及び施策の実施体制の整備等に必要な予算を確保し、防災体制の抜本的強化を図る。
- 既に措置された令和7年度補正予算（122億円）も併せて活用し、防災体制の充実・強化を更に加速化する。

令和8年度当初予算案

[内閣府防災担当・防災庁（仮称）予算]

合計202億円（前年度：146億円）

○防災対策の充実・司令塔機能の強化

- ・**防災力強化総合交付金** 35億円 **（新規）**
[シミュレーションに基づく災害リスク評価を通じた防災計画の見直し、資機材や運用体制など、地方自治体への防災対策支援の抜本的強化]
- ・**事前防災対策総合推進費** 17億円（前年度17億円）
[防災技術の開発・実装など各省連携による事前防災対策の推進]

上記のほか、以下のような防災対策の充実を推進。

- ◇大規模災害対策の推進
- ◇避難生活環境の抜本的改善
- ◇被災者支援体制強化
- ◇産官学民連携体制の構築
- ◇防災教育、人材育成の推進
- ◇防災DXの推進
- ◇国際防災協力、防災産業の海外展開 など

○防災庁（仮称）の設置・運営等に必要な経費

- ・**防災庁（仮称）関係経費** 45億円 **（新規）**
[設置・運営に必要な準備経費、人件費、運営経費等]

令和7年度補正予算

[内閣府防災担当・準備室予算]

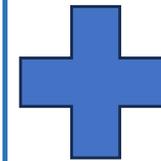
合計122億円

〈主要事項〉

- ・プッシュ型支援物資の分散備蓄の充実（6.5億円）
- ・大規模地震に係る地域ごとの分野横断的な災害リスク評価（0.3億円）
- ・防災情報システムの効果的な利活用促進業務（5.5億円）
- ・船舶を活用した医療提供体制にかかる資器材等の整備（6.9億円）
- ・被災者生活再建支援金等（47.8億円、※義務的経費）
- ・新総合防災情報システムの整備（16.2億円、デジタル庁一括計上） など

[地域未来交付金]

- ・地域防災緊急整備型（1,000億円の内数）





ご清聴ありがとうございました

内閣府HPから（※）、避難所に関する各種通知や調査結果を見ることができます。是非ご覧ください。

※ 「内閣府防災」 → 「被災者支援」 → 「避難所の生活環境対策」



ぼうさい応援キャラクター「なまぼ～」

